

はあーと介護サービス運営規程

指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]事業運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社 はあーと介護サービス（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]事業（以下「事業」という。）の、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問介護運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供が出来るよう努めるものとする。

事業の実施に当っては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するように、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

事業の実施に当っては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

前文のほか、「介護保険法に基づく指定居宅介護サービス事業の人員等の基準に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準などに関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防・日常生活支援総合事業の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

事業の実施に当っては、指定介護予防・日常生活支援総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当り、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標・内容・実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防・日常生活支援総合事業者へ報告することとする。

事業の実施に当っては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

事業の実施に当っては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

前文の他、「長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供に当っては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 株式会社 はあーと介護サービス
- （2）所在地 京都府長岡京市長法寺祭ノ神3-1-2

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者（サービス提供責任者及び事務職員を兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の実施に関し、事業所の従業者に對し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者

- ・訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席・利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理・研修・技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- （3）訪問介護員

ただし、業務の状況により増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供にあたる。

- （4）事務職員

管理者の指揮管理の下で事務を行う。

- （5）従業員の職種、員数及び職務の内訳は次の通りとする。（令和5年4月現在）

	人 数	内 訳	
		常 勤	非 常 勤
（1）管理者	1人	1人	0人
（2）サービス提供責任者	1人以上	1人以上	0人以上
（3）訪問介護員	3人以上	0人以上	3人以上
（4）事務職員	1人以上	1人以上	0人

※管理者の1名は事務職員を兼務する。

※サービス提供責任者1名は事務職員を兼務する。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日は月曜日から金曜日までとする。

但し祝日及び8月14日から8月16日と12月29日から1月3日の間を除く。

- （2）営業時間は午前9時から午後5時までとする。

- （3）サービス提供時間は午前7時から午後9時までとする。

- （4）上記の営業日・営業時間・サービス提供時間の他にも、利用者の希望があれば出来る限りサービス提供を行うものとし、電話等

により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介護
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助・外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容)

第9条 指定介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの内容は次のとおりとする。

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業の支援計画の作成
- イ 訪問型サービスⅠ・・・1週に1回程度
- ウ 訪問型サービスⅡ・・・1週に2回程度
- エ 訪問型サービスⅢ・・・1週に2回を超えた場合

(指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の利用料金)

第10条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19条)」によるものとする。

2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費(駐車料金を含む)は、その実費を徴収することとする。

実施地区外の利用者にご負担していただく費用

※2人介助など複数人派遣は人数分頂きます(引継ぎのヘルパーを除く)

交通費		駐車料金
① 経路が実施地区外となる地点～1kmまで	0円	
②次の地域で①を超える地点	500円	

京都市西京区大枝北沓掛町・御陵堂ヶ峰町・榎原 伏見区の羽束師・久世・久我 大阪府三島郡島本町の全域 大阪府高槻市の上牧小学校と五領小学校の校区			発生した 費用の全額
他の地域	10キロまで	1000 円	
	以降 10 キロごとに	+1000 円	

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、長岡京市・向日市・大山崎町・京都市内の一部(西京区の大原野地区・大枝・沓掛(沓掛インターの東側)地域)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 訪問介護員等は、指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護[指定介護予防・日常生活支援総合事業]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 高齢者及び障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者への研修を実施し、虐待防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を設置し、この委員会は指針に沿って実施し検討結果に従業者者に周知徹底する。

2 虐待の防止等の「虐待防止責任者」と、「虐待防止受付担当者」を設置する。

3 身体拘束等の適正化のため「身体拘束などの禁止」の規定を設ける。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 本事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社はあーと介護サービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成29年12月1日から施行する。

附則 この規定は、平成29年12月18日から施行する。

附則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年2月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年8月26日から施行する。

以上